

国立大学法人鳥取大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和4年9月5日(月) 10:30~12:20 鳥取大学施設環境部事務室他 web 会議	
委員	委員長 玉井 孝幸(高等専門学校教授) 委員 柿原 正樹(銀行経営統括部調査役) 委員 山根 朋洋(公認会計士・税理士)	
審議対象期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日	
抽出案件(合計)	5件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
工事(小計)	5件	
一般競争 (政府調達協定対象工事)	0件	
一般競争 (上記工事を除く)	4件	
工事希望型競争	0件	
通常指名競争	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

別 紙

<p>1. 令和3年度工事等請負契約に関する入札及び契約手続きの運用状況等について</p> <p>・特になし</p> <p>2. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議について</p> <p>(1) (三浦) 基幹・環境整備(中央監視設備) 工事</p> <p>・施工実績を、教育文化施設、福祉施設、行政施設に絞っている趣旨を教えてください。</p> <p>・6者から問い合わせがあったが、応札が1者となったのはどうしてか。</p> <p>・改善策等を検討しているか。</p> <p>・早期発注、余裕工期というが、本工事は、年度いっぱいのスケジュールで行われており、難しいと思われるがどうか。</p> <p>・本工事を、配線と機器設置に分けて契約すれば、1者応札にならなかったとは考えられないか。</p>	<p>・大学と類似している施設を設定している。</p> <p>・業者が他機関の公共工事等を優先させたのが、原因の一つと考えられる。</p> <p>・余裕工期の設定も含め、早期発注に努めたいと考えている。</p> <p>・設計等の早期発注を検討する。最近は、外的な要因で納期がかかることもあり注意が必要と考えている。</p> <p>・複数の建物に係る工事では、監理が難しく、業者が違えば調整が複雑になり、費用も上がる恐れがある。</p>
---	---

(2) (三浦) 工学部 F 棟等屋上防水改修工事

・一者応札は、工期が1月末であったのが原因ではないか。工期を伸ばした方が良かったのではないか。

・材料費が高騰している状況で、この予定価格は妥当であったか。

・今回の防水改修工事は、内容的に特殊なものではないか。

・配置予定技術者の要件に、技能士を入れているが、建物等の知識も必要であり、適切であったか。

(3) (米子) 保健学科棟 1 号館外壁改修工事

・地域要件を、中国5県にまで広げたのは、広げないと難しいと判断したためか。

・公告の時期が、11月と遅いと思われるが、その理由は何か。

・数量公開も行っているとのことであるが、どのようなものか。

・2, 3月は、降雪が懸念されるため、工期を1月末とした。また、令和3年度は、県等の同種工事が、増加していることも影響していると考えている。

・材料費、人件費が高騰している状況は把握している。不落随契になる場合もあれば、低入札になるものもあり、予定価格の積算に、苦慮している状況である。

・特殊なものではない。

・本件は、防水工事であり、技術者の要件として技能士の配置が可能なものである。

・時期、県の事業の増加を考えて、最大限に広げたものである。

・予算の確定時期が、遅かったため、その時期となった。予算計画の検討が必要であると考えている。

・入札参加者の負担軽減を考え行ったものであり、予定価格のもととなる工事費内訳書から、単価及び、金額等を削除したものである。

・競争参加資格の確認は受けるが、入札は辞退するのは、どういったことか。

・参加資格にD等級を含めているが、会社規模から、技術者の配置が難しい恐れもあり、検討が必要ではないか。

また、施工管理技士補が新設されており、配置できないか。

(4) (三浦) 鳥取地区放射線施設中央監視装置更新工事

・放射線施設に関係する工事であり、特殊な知識、経験が必要との印象を受ける。競争参加資格では、教育文化施設等の一般的な施設の実績を要件としているが、緩和しすぎではないか。

・予定価格の積算は、公共建築工事積算基準による以外に、他機関の契約事例に基づき積算することは可能か。

・仕様について、複数メーカーが参入できないものになっていないか。

・技術者の配置を検討した結果、他機関の工事への配置を優先し、配置できなくなり、入札を辞退したものと思われる。

・競争参加資格は、D等級の工事を上位等級に拡大しており、問題ないと考えている。

なお、施工管理技士補は、参加要件として求める配置技術者とは、関連しない資格と認識している。

・工事内容は、一般的なものであり、特殊な技術等は必要としない。ただし、放射線施設内の工事のため、教育訓練を受講した上で、工事を実施している。

・本工事も30年以上使用した設備の更新であり、頻繁に実施される工事ではないことから積算の根拠にできる事例を把握することは難しいと思われる。

・三者から見積もりが徴取できており、競争性を確保した仕様になっていると思われる。

<p>(5) (三浦) 他昇降機設備定期交換部品取替工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件に、他社が参加できる見込みは無かったのか。 ・メーカーが対応できない理由は、何か。例えば耐用年数を経過しているからか。 ・部品交換以降は、当該業者と保守契約を行うという条件での契約は実施できないか。 <p>3.報告.再苦情の申立て状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の部品取替えであり、参加できるのは、製造メーカー及び保守業者であるが、製造メーカーから対応ができないとの回答であった。 ・耐用年数を経過しているためではない。工事後に、保守業者による点検・調整が行われることから、その後に故障・事故等が生じた場合に、その原因や責任の所在が不明確になることを理由とされた。 ・保守契約は、一般競争を実施し、安価な業者と契約を締結しているが、当該条件で実施した場合に、原契約より割高になる可能性が考えられる。
--	---